参考

新世代ネットワーク推進フォーラム テストベッドネットワーク推進ワーキンググループ設置要綱

(活動)

- 第1条 新世代ネットワーク推進フォーラム(以下「フォーラム」という。)は、フォーラム規約第3条に掲げる事業を具体化するため、同規約第11条に基づき、テストベッドネットワーク推進ワーキンググループ(以下「WG」という。)を設ける。
- 2 WGは次の各事業を行うほか、幹事会の要請に応じ必要な活動を行う。
- (1)テストベッドネットワークによる研究開発や実証実験に関する推進方策と利用促進方策 の検討
- (2) 新世代ネットワークの実現に向けたテストベッドネットワークの在り方等に関する検討

(構成)

- 第2条 WGは、フォーラムの会員(以下「会員」という。)の中で、参加を希望する者で 構成する。
- 2 幹事会が必要と認める場合は、WGに会員以外の者の参加を求めることが出来る。

(役員)

- 第3条 WGには主査を置く。
- 2 WGには、主査代理を置くことができる。
- 3 主査は、幹事会が指名し、主査代理は、主査が指名する。
- 4 主査は、WGを代表し、WGの活動を統括する。
- 5 主査代理は、主査を補佐し、主査に事故あるときは主査の職務を代行する。

(開催)

- 第4条 WGは、主査が招集する。
- 2 WGは、必要に応じて随時開催する。
- 3 WGは、必要に応じて書面又は電子メールによる開催とすることができる。

(サブワーキンググループ)

- 第5条 WGには、WGの設定する課題の検討を行うことを目的に、WGの承認により、 サブワーキンググループ(以下「SWG」という。)を置くことが出来る。
- 2 SWGには、リーダーを置く。
- 3 SWGには、サブリーダーを置くことができる。
- 4 SWGのリーダー及びサブリーダーは主査が指名する。
- 5 SWGの運営に必要な事項はSWGで定める。

(経費の負担)

第6条 WG及びSWGにおいて実験の実施等、特別な費用が発生する事業を実施しようとする場合には、フォーラム規約第13条第1項に基づき、必要に応じて、当該事業に 替同する会員から実費を徴収する。

(庶務)

第7条 WGの庶務は、フォーラムの庶務担当が行う。

(細則)

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、WGの運営上必要な事項は、主査が定める。

附則 この設置要綱は、平成20年7月1日から施行する。